山形県情報公開・個人情報保護審査会答申の概要(答申第2号)

平成 20 年 9 月 30 日 総 務 部 総 務 課

	には、「一般では、「我に関する」 という こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうし
案件	審査請求人の診療記録 個人情報開示請求事案
開示請求	1 請求年月日:平成19年11月24日 2 請求内容:開示請求者自身の診療記録一式
原 決 定	1 決定年月日:平成19年12月11日 2 対象公文書:開示請求者に関する県立病院の診療記録 3 決定の内容:一部開示決定 4 不開示部分 開示請求者以外の個人に関する情報 開示請求者の診療に関する情報(開示することにより、今後の診療に支障を及ぼすおそれがある部分) 5 不開示理由 開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例第12条第1項第2号該当) 診療に関する情報であり、開示することにより、今後の診療に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第12条第1項第4号該当)
審査請求	1 申立年月日:平成20年2月8日 2 申立趣旨:一部開示決定処分の取消しを求める。 3 申立理由 審査請求人は、開示された文書をもって損害賠償請求をおこす予定であり、損害賠償請求権は財産権であるので、審査請求人以外の個人に関する情報であっても条例第12条第1項第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。県立病院の医師は公務員であるため、医師の情報は条例第12条第1項第2号ただし書口に該当し、開示すべきである。審査請求人はすでに住居を変え、今後、同県立病院にて診察を受けることはないため、今後の診療に支障を及ぼすおそれはなく、開示すべきである。
答申	1 結 論 実施機関の判断は妥当である。 2 判断理由 診療記録に記載されている審査請求人以外の個人に関する情報は、審査請求人 以外の第三者の個人の情報であるが、なお当該第三者の個人の情報を開示する利 益が開示しないことにより守られる利益を上回るとは認められないことから、条 例第 12 条第 1 項第 2 号には該当するが、条例第 12 条第 1 項第 2 号ただし書イ及 び口には該当しない。 診療に関する部分については、審査請求人が今後、当該県立病院を受診する可 能性はないとしても現在も治療中であり、開示することにより審査請求人の病状 に影響を及ぼしかねないという医師の判断は客観的に見て合理性があり、条例第 12 条第 1 項第 4 号に該当する。また、審査請求人の関係者が医師に話した内容を 開示することにより、医師と関係者との信頼関係が崩れ、今後、同様の事案で関 係者の聞き取りが出来ず、今後の診療行為に支障を及ぼすおそれがあるため、条 例第 12 条第 1 項第 4 号に該当する。
審査経過	平成20年2月22日 情報公開・個人情報保護審査会に諮問 平成20年5月13日~平成20年7月29日 計3回にわたり審査会で審議